

【公布された条例等のあらまし】

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十九号）

一 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和三年六月九日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

一 控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類に記載する事項として、役員等に対する報酬又は給与の支給の状況を追加することとした。

二 この規則は、令和三年六月九日から施行することとした。